

項目	地域	丹波篠山市（まちづくり条例技術基準）
適用範囲		1. 都市計画法29条の規定に基づく許可を要する開発行為 2. 丹波篠山市まちづくり条例第8条に基づく許可を要する開発行為
宅地事業計画		1. 一住宅（1区画）の面積……画地形状はほぼ正方形に近いものとする。一区画の面積は丹波篠山市景観条例に基づく丹波篠山市景観計画による各区域の景観形成基準に規定する面積を確保するものとし、景観形成基準に規定されていない「歴史的な町の区域」においては、200㎡以上を確保するものとする。また、「里づくり地区」については、地域の特徴を活かし市民主体による景観形成を図っていく位置づけから、地域で策定した基準（ガイドライン）に準拠し、尖形宅地を避けるものとする。 2. 建物の配置…日照、通風、騒音、公害対策、景観、緑地等を考慮し、隣地境界に沿って、その内側に最低1m以上壁面後退すること。
協議・協定		丹波篠山市まちづくり条例第10条1項の規定による開発許可を受けた事業者は、当該開発行為等について市長とまちづくり協定を締結すること。
公共・公益施設の負担		公共公益施設整備協力金 宅地1区画当たり 100,000円 共同住宅1戸当たり（長屋住宅も含む） 50,000円
公共・公益施設	道路	1. 道路は各住区から発生する交通が安全かつ秩序よく流れるよう計画し、ネットワーク化を図ること。 2. 開発区域内に道路を設置する場合、または開発区域外と接続する道路について、別に定める基準に基づき自己の負担において整備しなければならない。
	公園	3,000㎡以上の開発行為にあつては開発面積の3%以上かつ150㎡以上の公園緑地、広場を設置しなければならない。
	上・下水道	1. 排水施設は、開発区域の規模、人口、予定建築物等から想定される汚水量及び開発区域の規模、地形、降水量、周辺水量等から想定される雨水量を支障なく処理できるよう計画するとともに、雨水と汚水を分流式により放流すること。 2. 事業者は、当該開発区域等の給水計画及び給水計画に必要な水源の確保に要する費用等について、市水道事業管理者と事前に協議すること。
	消防施設	消防法に基づく消防水利基準による施設の設置のほか、別に定める技術基準により市消防本部と協議のうえ設置すること。
	し尿処理施設	
公害対策		事業者は、開発区域の選定並びに土地利用の策定にあたっては、市民の健康を守るため、公害等の発生を未然に防止するよう措置すること。
文化財の保護		事業者は、埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発行為を行う場合は、事前に市教育委員会と協議し、保存の必要がある場合は、保存その他の保護に必要な措置を講じること。
その他の措置		1. 事業者は、開発行為の目的、規模等に応じ、別に定める基準に基づき、市長の指定した場所にゴミ集積所を自己の負担において設置すること。 2. 事業者は、開発行為の目的、規模等に応じ、別に定める基準に基づき、駐車場及び駐輪場を自己の負担において設置すること。
施行改正年月日		平成11年 4月 1日施行 平成14年 4月 1日改正 平成23年 4月 1日全部改正 平成24年 4月 1日改正 平成24年10月 4日改正 平成26年 7月 1日改正 平成27年 4月 1日改正 平成27年 7月 1日改正 平成30年11月1日改正